

令和2年7月31日

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

日本指圧専門学校

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 本ガイドラインの趣旨・基本的な考え方 | 1 |
| 1 感染症対策の基本 | 2 |
| 2 教育活動上の留意点 | 2 |
| 3 登校の判断 | 3 |
| 4 年間計画等の見直し | 3 |
| 5 教職員の健康管理 | 4 |
| 6 臨時休業 | 4 |
| (1) 学内で感染者が出た場合 | |
| (2) 濃厚接触者を把握した場合 | |
| (3) 緊急事態宣言下での地域一斉休業の場合 | |
| 7 臨時休業時の学修 | 5 |

【本ガイドラインの趣旨・基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点が多い感染症であり、国内外の感染状況を見据えると、社会全体としての長期的な対応が必要となることが見込まれる。こうした状況の下にあっても、学校内における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、持続的に教育活動に取り組む必要がある。

本ガイドラインは、国からの新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン等に基づき、本校の学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものである。

1 感染症対策の基本

(1) 学 生

- ア. 手洗い・手指消毒、マスク着用の励行を指導する。
- イ. 毎朝あるいは登校前に検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪症状がみられるときは、登校せず、自宅休養するよう指導する。
- ウ. 学内では必ずマスクを着用し、大声を出さない等、飛沫感染の防止に努めるよう指導する。

(2) 教職員等（講師含む）

- ア. 教職員等（講師含む）（以下「教職員」という。）は、学生と接することから、手洗い・手指消毒、マスク着用や健康管理等の感染症対策を徹底すること。
- イ. 本校は教職員に毎朝自宅にて検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員には無理な出勤を避けるよう促し、発熱等の風邪症状がみられるときは、休養させるなど適切な措置を講じる。

(3) 校内環境

- ア. 校内に石鹼や消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。
- イ. 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、換気設備を適切に使用する。
- ウ. 教室の机等、学生が手を触れる箇所は、1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

2 教育活動上の留意点

(1) 感染症対策に留意した授業の実施

- ア. 授業中、教員は必ずマスクを着用する。
- イ. 授業中、教員は飛沫ガードの前で発声するようにし、大声での発声は避ける。
- ウ. 感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、指導の順序を変更する等の工夫を行う。
- エ. 実技室等での共用教材を使用した実技実習後は、共用教材の消毒を行う。
- オ. 授業中、学生が体調不良を訴えた場合は、帰宅や保健室の使用、医療機関の受診も含めた適切な指導を行う。

(2) 学生ラウンジ

- ア. 学生が対面して飲食する形態を避け、会話を控えさせる。
- イ. 混雑を避けるため、随時開放し、時間差で飲食するよう促す。

(3) 休憩時間

- ア. 教室等のドアや窓は開放し、十分な換気を行う。
- イ. 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに、短時間の利用とし、学生が密集した状態とならないよう工夫する。
- ウ. 実技実習前後、また、トイレ使用后等は手洗いを徹底する。

(4) 部活動等

- ア. 当面、部活動等は実施を見合わせる。
- イ. 活動を再開する場合も、地域の感染状況を考慮した上、学生の健康・安全の確保のため、実施内容・方法を工夫する。

(5) 教育課程編成委員会等

- ア. 当日の議事等をあらかじめ関係者に伝え、短時間で開催する。
- イ. 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席間隔を空け、十分な換気を行う。

(6) 生活指導

- ア. 本校より帰宅の際は、地域の感染状況を考慮し、不要不急の外出を控えるよう指導する。

3 登校の判断

(1) 重症化するリスクが高い学生について

- ア. 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い学生については、地域の感染状況を踏まえ、主治医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- イ. 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「出席停止」として扱う。

4 年間計画等の見直し

休校等により計画通り実施できなかった教育活動を補うため、長期休業日の始期・終期の変更や授業計画の見直しについては、今後も継続的に検討する。

5 教職員の健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認すること。
- (2) 風邪症状がみられるときには、自宅で休養すること。出校後に発熱等の症状がみられた場合は、すぐに管理職に報告し、帰宅すること。
- (3) 手洗い・消毒を徹底し、近距離での会話や発声が必要な場合は、マスク等を装着すること。
- (4) 勤務時間外においても、「換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話・発声（3つの条件）」が同時に重なる場を避けること。また、家族、同居者等にも同様に認識して頂き、行動自粛を徹底すること。
- (5) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した運営体制を準備しておくこと。

6 臨時休業等

(1) 学内で感染者が発生した場合

- ア. 校長は、当該学生について、治癒するまでの間、出席停止の措置を行う。
- イ. 本校は、学校保健安全法第 20 条及び第 32 条に基づく臨時休業の必要性について、東京都衛生主管部局と相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。
- ウ. 本校は、保健所の指示に従い、当該学生について、学内での活動の態様を確認し、濃厚接触者の把握に努める。
- エ. 本校は、保健所の指示に従い、当該学生の行動範囲を考慮して校内の消毒を行う。
- オ. 当該教職員については、治癒するまでの間、自宅待機とする。以降の対応はイからエまでと同様の取扱いとする。
- カ. 本校は、プライバシーに配慮した上で、学生・保護者等に対して説明文書を公開する。
- キ. 臨時休業となった場合に備え、学生が自宅で学修が進められるよう、遠隔授業等の準備を行う。

(2) 濃厚接触者を把握した場合

- ア. 校長は、学生の同居者の中に感染者が発生する等、当該学生が濃厚接触者である旨を把握した場合は、速やかに学校に連絡するよう、事前に周知する。
- イ. 校長は、学生から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該学生の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該学生に対して出席

停止の措置を行う。この場合、本校は原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に実施を検討する場合がある。

- ウ. 当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を自宅待機とする。

(3) 緊急事態宣言下での地域一斉休業の場合

- ア. 本校は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、学校施設の使用制限等の要請がなされた場合、学生及び教職員の安全を第一に考え、かつ地域における感染拡大予防に配慮し、臨時休業を実施する。
- イ. この場合、教職員は在宅勤務を第一とするが、臨時休業期間における学生学修の保証の見地から、必要な業務体制の確保に努める。

7 臨時休業時の学修

- ア. 本校は、臨時休業となった場合は、学生が自宅で学修が進められるよう、オンデマンド型の遠隔授業を開始する。

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の 対応マニュアル

日本指圧専門学校

新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応と感染した場合等の対応に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

(1) 風邪症状等がみられた場合

感染拡大防止のため発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めて下さい。

(2) 感染が疑われる場合

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下、「相談センター」という。）です。自分の住所地の相談センターに電話で相談してください。相談の目安は、以下の通りです。

検査が不要と判断された場合でも、体調不良が続く場合は、その間、登校せずに自宅療養に努め、体温と症状に留意して下さい。

- ・ 息苦しさ、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。）

担任又は事務局への報告

相談センターに相談した結果、感染が疑われると判断された場合には、指示された帰国者・接触者外来等（以下、「専門外来」という。）においてコロナウイルス検査を受けることになります。下記の事項を報告して下さい。

- ① 現在の体温と症状
- ② 相談センターからの指示内容
- ③ コロナウイルス検査実施の有無（結果判明の予定日）

(3) 感染が確認された場合

相談センター及び専門外来を受診した結果を必ず担任又は事務局へ報告して下さい。治癒するまでは出席停止となります。

担任又は事務局への報告

・検査結果が陽性であった場合

- ① 現在の連絡先、連絡方法
- ② 検査日、判定日、受診医療機関名、入院の有無、自宅療養の有無（期間、療養場所）
- ③ 発症からの症状の経過
- ④ 発症以降の行動確認（濃厚接触者、登校の有無等）

・検査結果が陰性であった場合

- ① 検査機関等からの指示内容(自宅待機等)
 - ② 現在の体温と症状
- ※ 検査結果が陰性であった場合でも、体調不良が続く場合は、その間、登校せずに自宅療養に努め、体温と症状に留意して下さい

(4) 登校の事前報告

入院や自宅療養等を経て、登校しようとする場合は、前日までに担任又は事務局へ報告し、指示をあおいで下さい。

【濃厚接触者となった可能性がある場合】

コロナウイルス感染症患者（発症日の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった場合、感染症患者と1メートル以内の距離で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった場合は、最後に接触した日から起算して14日間を経過観察期間とし、自宅待機して下さい。

その間、感染が疑われる場合は「(2) 感染が疑われる場合」に従って下さい。保健所から濃厚接触者として連絡を受けた場合は、その指示に従い、コロナウイルス検査を行った場合は「(3) 感染が確認された場合」と同様の報告をして下さい。

各種問い合わせ先

○ 帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）

文京区 文京保健所 03-5803-1836 平日9:00~17:00

その他の地域は、下記の厚生労働省ホームページを参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

○ 東京都 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 0570-550571